

◎新潟県告示第1079号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県糸魚川地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年10月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（県営経営体育成基盤整備事業 東海地区 確定測量）
- 2 作業期間 令和6年9月24日から令和7年2月28日まで
- 3 作業地域 新潟県糸魚川市大字東海ほか 地内